

6. 事務局職員等

佐久間市長 正司健康福祉部長 大塚介護福祉課長 大川介護福祉係長
一河地域包括支援センター所長 立石主査 山田主事 北村主事

会議開催結果

1 会議の名称	平成25年度第2回富津市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成26年2月7日（金） 午後1時30分～午後2時5分
3 開催場所	富津市役所 2階 第2委員会室
4 審議等事項	<p>議件</p> <p>1) 議案第1号 指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について</p> <p>2) 議案第2号 地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認について</p> <p>3) 議案第3号 富津市富津地区地域包括支援センターの設置の承認について</p> <p>4) 議案第4号 富津市大佐和地区地域包括支援センターの設置の承認について</p> <p>5) 議案第5号 富津市地域包括支援センターの変更の承認について</p> <p>6) 議案第6号 富津市富津地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について（諮問事項）</p> <p>7) 議案第7号 富津市大佐和地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について（諮問事項）</p> <p>8) 議案第8号 富津市地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の変更届の承認について</p>

5 出席者	<p>【委員】十川 敬三、白石 良造、小泉 定男 澤邊 玉江、東 弘志、三枝 奈芳紀、 熊切 篤、大塚 坦造、磯部 健一、 古堀 真由美、井本 義孝、亀掛川 明、 齋藤 典子</p> <p>【市長】佐久間 清治</p> <p>【事務局】正司健康福祉部長、大塚介護福祉課長 大川介護福祉係長、一河地域包括支援セ ンター所長、立石主査、山田主事、北村 主事</p>
6 公開又は非公開の別	公開・一部公開・非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人 (定員2人)
9 所管課	健康福祉部 介護福祉課 介護福祉係 電話 0439-80-1262
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

介護保険運営協議会

発言者	発言内容
大川係長	<p>開会(13:30)</p> <p>定刻となりました。本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集まりいただいております。</p> <p>会議を始めます前に、委員の皆様にご報告申し上げます。富津市情報公開条例第23条第1項の規定により、市の附属機関等である審議会等の会議は一部の場合を除いて公開で行うべきものとされており、同条第2項の規定により何人も公開とされた会議を傍聴することができることとされております。</p> <p>なお、今現在、傍聴人はございません。</p> <p>それでは、ただ今より、平成25年度第2回富津市介護保険運営協議会を始</p>

十川会長	<p>めさせていただきます。お手元の会議次第により進めさせていただきます。</p> <p>本日、13名の委員の方に出席いただいておりますので、介護保険運営協議会は成立いたします。</p> <p>なお、議事録作成のため、本日の会議の内容を録音させていただいておりますので、ご了承をお願いします。</p> <p>それでは、会長あいさつでございます。十川会長お願いします。</p> <p>皆さんこんにちは。本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。第6期介護保険事業計画期間の始まる平成27年度から介護保険制度を改正すべく、国において様々な審議がなされているところです。家族で担ってきた高齢者の介護を社会全体で対応しようと平成12年度に発足した介護保険制度ですが、今回の改正は、給付の適正化や、サービス提供体制への地域資源の活用など、持続可能な社会保障制度とするため、医療制度との一体的な見直しとなるものと考えています。</p> <p>このような中、本運営協議会は、富津市介護保険の事業運営、また、富津市民の生活を左右する重要な役割を担っているものと認識しております。</p> <p>さて、本日は、地域包括支援センターの業務委託先法人の選定などについて、市長から会議の開催依頼がありましたのでお集まりいただきました。本日の議案数は8議案でございます。よろしくご審議をお願い申し上げまして、あいさついたします。</p>
大川係長 佐久間市長	<p>次に、市長あいさつでございます。佐久間市長からあいさつ申し上げます。</p> <p>皆さんこんにちは。本日は、ご多用の中をご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>さて、平成27年度の介護保険制度改革に向けた厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の最終報告書が昨年12月20日に取りまとめられ、今国会に国民健康保険制度などの改正と併せ一括法案として提案される見込みでございます。</p> <p>これによる介護保険制度の改正は、団塊の世代が後期高齢者に突入し終える平成37年を見据え、所得の高い高齢者の負担割合や、要支援認定者に係る予</p>

<p>大川係長</p>	<p>防給付の見直しなど、施設介護から在宅介護への流れを促進させるものであり、医療、介護、保健、福祉などのあらゆる資源を活用した、地域包括ケアの推進がより重要になるものと認識しております。</p> <p>委員の皆様をはじめ、医療機関、介護保険事業者、地域の方々のご協力をいただき、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進して参りますので、一層のご支援、ご協力お願い申し上げます。</p> <p>本日の会議内容につきましては、地域包括支援センターの業務委託先法人の選定など8議案の御審議をお願いするものでございます。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。</p> <p>次に、新たに就任いただいた委員の方を介護福祉課長の塚からご紹介申し上げます。</p>
<p>大塚課長</p>	<p>それでは、私から新たに就任いただいた委員の方をご紹介申し上げます。</p> <p>本日の会議資料12ページの介護保険運営協議会委員名簿をご覧ください。福祉関係者として就任いただいております小柴貞雄委員が民生委員の職を辞任されたということで、平成25年12月14日付けで辞任願がございました。その後任として富津市民生委員児童委員協議会会長の井戸義信氏が、同年12月19日から就任されましたので、ご紹介申し上げます。</p> <p>なお、本日、井戸委員は、他の会議と重なり欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>大川係長</p>	<p>続きまして、議事でございます。富津市介護保険条例施行規則第5条の3第1項に「会長が会議の議長となる。」とありますので、議事進行を、十川会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。</p>
<p>十川会長</p>	<p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>はじめに、議事録署名人の指名でございますが、小泉委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護</p>

<p>大塚課長 十川会長 大塚課長</p>	<p>支援事業所の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>はい、議長。</p> <p>事務局、大塚課長お願いします。</p> <p>議案第1号「指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」ご説明申し上げます。</p> <p>お手許にございます資料の1ページをご覧ください。</p> <p>まず、指定介護予防支援の業務でございますが、これは要支援1及び要支援2と認定された要支援認定者に対して、その要支援認定者の意向を踏まえ、その方の身心の状況や置かれている環境等に応じて、在宅において自立した生活が営めるよう、その要支援認定者に適した介護保険サービスが利用できるよう、サービス計画、いわゆるケアプランを作成するとともに、その給付管理を行うというものでございます。</p> <p>この要支援認定者に係るケアプランの作成及び給付管理は、指定介護予防支援事業所、つまり地域包括支援センターが行うものでございますが、量的や距離的な問題から、地域包括支援センターが自らできない場合は、市内又は被保険者の居住する地域の居宅介護支援事業所に、その業務の一部を委託することができる旨、介護保険法に規定されております。</p> <p>この委託をする居宅介護支援事業所の選定にあたっては、地域包括支援センター運営協議会の承認を受けることと定められており、この規定に基づき、記載の4か所の居宅介護支援事業所に要支援認定者に係るケアプラン作成等の業務の委託を可能とするため、本運営協議会の承認を求めようとするものでございます。</p> <p>なお、現在、市内で14、市外で20の事業所について、選定の承認をいただいております。</p> <p>以上で、議案第1号、「指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
-------------------------------	---

十川会長	事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
大塚委員	はい、議長。
十川会長	大塚委員。
大塚委員	介護支援専門員の人数は、規模によって規定されているのでしょうか。
大塚課長	はい。
十川会長	はい、大塚課長。
大塚課長	居宅介護支援事業所については、1人以上の介護支援専門員を置くことになっております。1人あたりの担当できる人数が決まっておりますので、逆に言えば介護支援専門員の人数によって、担当できる被保険者数が決まってくるということになっております。
	以上でございます。
大塚委員	はい、議長。
十川会長	大塚委員。
大塚委員	ちなみに1人の場合は、どのくらいの範囲で可能でしょうか。
大塚課長	はい。
十川会長	はい、大塚課長。
大塚課長	1人の場合には、35人が上限となっております。
	以上でございます。
十川会長	よろしいでしょうか。
大塚委員	ありがとうございます。
十川会長	他にご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
	(「なし」という声あり)
	他にないようでございますので、本議案「指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護支援事業所の承認について」は、承認することでご異議ございませんでしょうか。
委員一同	異議なし。
十川会長	異議なしと認めます。
	それでは、議案第1号「指定介護予防支援の業務の一部を委託する居宅介護

	<p>支援事業所の承認について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
磯部委員	はい。
十川会長	磯部委員。
磯部委員	<p>議案第2号「地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認について」は、私は当事者となりますので、退席を許可願います。</p>
十川会長	はい、退席を許可します。
井本委員	はい。
十川会長	井本委員。
井本委員	<p>議案第2号「地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認について」及び議案第3号「富津市富津地区地域包括支援センターの設置の承認について」は、私は当事者となりますので、退席を許可願います。</p>
十川会長	<p>はい、退席を許可します。</p> <p style="text-align: center;">（磯部委員、井本委員退席）</p>
大塚課長	はい。
十川会長	はい、大塚課長お願いします。
大塚課長	<p>議案第2号「地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認について」ご説明申し上げます。</p> <p>協議会資料の2ページをお開き願います。</p> <p>まず、地域包括支援センターですが、地域包括支援センターは、要支援状態あるいは要介護状態となる前から高齢者の介護予防を推進するとともに、要支援状態・要介護状態となった後においても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、保健、福祉などの多方面から保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門3職種が協働して、地域の医療機関、介護事業所、地域のあらゆる機関、団体の協力をいただきながら、高齢者に対する包括的・継続的に行うマネジメント機能を強化していく中核機関として、平成18年に</p>

改正された介護保険法の規定によって、設置することとされたものです。

いわば、高齢者のなんでも相談窓口機関と言われているものでございます。

この地域包括支援センターの設置は、市町村又は、市町村から地域支援事業の委託を受けた法人が、日常生活圏域ごとに設置することになっています。

富津市においては、平成18年度から平成20年度までの3か年間の計画期間とする第3期介護保険事業計画において、富津地区、大佐和地区、天羽地区の3つの日常生活圏域を設定しましたが、平成19年度から暫定的に1つの直営地域包括支援センターで担当することとし、また、本来、9人以上の専門職で業務に当たるべきところを3人の専門職で対応してまいりました。

しかし、社会構造の変化、単身高齢者・高齢者のみ世帯の増加、地域とのつながりの希薄化などにより、年々対応すべきケースが増加し、また、そのケースも複雑化してきていることなどにより、市民の皆さんの需要に応えきれない状況となってきたため、介護保険事業計画に沿い、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、高齢者のより身近な地域で対応するため、その業務の受託法人の公募について、昨年10月2日の第1回運営協議会で承認をいただき、11月15日までの間、地域包括支援センター運営事業の受託法人を公募しましたところ、富津地区と大佐和地区の2つの日常生活圏域について、それぞれ1つずつの社会福祉法人から公募申請がありました。

これらの社会福祉法人について、11月25日に提案審査及びヒアリングを行った結果、公募申請の内容が適正と認められたことから、法人の業務を定めている定款に地域包括支援センターの業務を加え、定款変更の所轄認可庁の認可を受けることを条件に業務委託法人選定候補とする旨通知をいたしました。

この度、これらの法人から変更後の定款が提出されたことから、介護保険法施行規則及び平成18年10月18日付け厚生労働省老健局計画課長通知に基づき、地域包括支援センター運営協議会の業務を担っていただいている本介護保険運営協議会の承認を求めようとするものでございます。

以上で、議案第2号「地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認

	<p>について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、市民の皆様へ周知する期間を設ける関係等から、事後に承認をいただくこととなっておりますことを、ご了承賜りますよう重ねてお願い申し上げます。</p>
十川会長	<p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか (「なし」という声あり)</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。本議案「地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認について」は、承認することでご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
十川会長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第2号「地域包括支援センターの業務委託先法人の選定の承認について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、先ほど退席を許可しました磯部委員の入席を許可します。 (磯部委員入席)</p> <p>次に、議案第3号「富津市富津地区地域包括支援センターの設置の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大塚課長	<p>はい。</p>
十川会長	<p>はい、大塚課長よろしくお願ひします。</p>
大塚課長	<p>議案第3号「富津市富津地区地域包括支援センターの設置の承認について」ご説明申し上げます。</p> <p>協議会資料綴の3ページをお開き願ひます。</p> <p>左側の申請書のとおり、地域包括支援センターの業務委託選定法人である社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会の理事長木下宣世から富津地区日常生活圏域について、介護保険法の規定により地域包括支援センターの設置届があったことから、介護保険法施行規則の規定に基づいて本介護保険運営協議会の承認を求めようとするものでございます。</p>

<p>十川会長</p>	<p>なお、富津地区地域包括支援センターの具体的な場所は、君津ふくしネットの事務所と同じ建物内でございます。</p> <p>以上で、議案第3号「富津市富津地区地域包括支援センターの設置の承認について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」という声あり）</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。本議案「富津市富津地区地域包括支援センターの設置の承認について」は、承認することでご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>委員一同</p> <p>十川会長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第3号「富津市富津地区地域包括支援センターの設置の承認について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、先ほど退席を許可しました井本委員の入席を許可します。</p> <p style="text-align: center;">（井本委員入席）</p>
<p>磯部委員</p> <p>十川会長</p> <p>磯部委員</p>	<p>次に、議案第4号「富津市大佐和地区地域包括支援センターの設置の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。</p> <p>はい、磯部委員。</p> <p>議案第4号「富津市大佐和地区地域包括支援センターの設置の承認について」は、私は当事者となりますので、退席を許可願います。</p>
<p>十川委員</p> <p>大塚課長</p> <p>十川委員</p>	<p>退席を許可いたします。</p> <p style="text-align: center;">（磯部委員退席）</p> <p>はい。</p> <p>はい、大塚課長よろしくお願いいたします。</p>
<p>大塚課長</p>	<p>議案第4号「富津市大佐和地区、地域包括支援センターの設置の承認について」ご説明申し上げます。</p>

	<p>協議会資料の4ページをお開き願います。</p> <p>左側の申請書のとおり、地域包括支援センターの業務委託選定法人である社会福祉法人富津市社会福祉協議会の会長磯部健一から大佐和地区日常生活圏域について、介護保険法の規定により地域包括支援センターの設置届があったことから、介護保険法施行規則の規定に基づきまして本介護保険運営協議会の承認を求めようとするものでございます。</p> <p>なお、大佐和地区地域包括支援センターの具体的な場所は、前の富津市農協大貫支店の建物内でございます。</p> <p>以上で、議案第4号「富津市大佐和地区地域包括支援センターの設置の承認について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」という声あり）</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。本議案「富津市大佐和地区地域包括支援センターの設置の承認について」は、承認することでご異議ございませんか。</p>
十川会長	
委員一同 十川委員	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第4号「富津市大佐和地区地域包括支援センターの設置の承認について」は、承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、先ほど退席を許可しました磯部委員の入席を許可します。</p> <p style="text-align: center;">（磯部委員入席）</p> <p>次に、議案第5号「富津市地域包括支援センターの変更の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大塚課長	はい。
十川会長	はい、大塚課長お願いします。
大塚課長	<p>議案第5号「富津市地域包括支援センターの変更の承認について」ご説明申し上げます。</p>

	<p>協議会資料の5ページをお開き願います。</p> <p>議案第3号及び議案第4号でご説明申し上げましたように、富津地区日常生活圏域について社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会から、大佐和地区日常生活圏域について社会福祉法人富津市社会福祉協議会から、それぞれ介護保険法の規定により地域包括支援センターの設置届があり、直営の富津市地域包括支援センターの担当する日常生活圏域が、富津市全域から天羽地区日常生活圏域のみになり、富津市地域包括支援センターの担当圏域に変更が生ずるため、介護保険法施行規則の規定に基づきまして、本介護保険運営協議会の承認を求めようとするものでございます。</p> <p>以上で、議案第5号「富津市地域包括支援センターの変更の承認について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」という声あり）</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。</p> <p>本議案「富津市地域包括支援センターの変更の承認について」は、承認することでご異議ございませんか。</p>
十川会長	
委員一同	異議なし。
十川会長	異議なしと認めます。それでは、議案第5号「富津市地域包括支援センターの変更の承認について」は、承認することに決定いたします。
	次に、議案第6号「富津市富津地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
井本委員	はい、議長。
十川会長	井本委員。
井本委員	議案第6号「富津市富津地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について」は、私は当事者となりますので、退席を許可願います。
十川会長	退席を許可いたします。

(井本委員退席)

大塚課長
十川会長
大塚課長

はい、議長。

大塚課長よろしく申し上げます。

議案第6号「富津市富津地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について」ご説明申し上げます。

協議会資料の6ページをお開き願います。

介護予防支援事業所は、議案第1号においてご説明申し上げましたように、要支援1及び要支援2と認定された要支援認定者に対して、その要支援認定者及び家族の意向を踏まえ、その方の身心の状況や置かれている環境等に応じて、在宅において自立した生活が営めるよう、その要支援認定者に適した介護保険サービスが利用できるよう介護予防サービス計画、いわゆるケアプランを作成するとともに、その給付管理を行う事業所でございます。

介護予防支援事業所の設置は、地域包括支援センターの設置者が行うことと、介護保険法に規定されています。

この規定に基づいて、議案第3号で承認いただいた富津市富津地区地域包括支援センターの設置者から、富津地区日常生活圏域に係る介護予防支援事業所の指定申請があったものでございます。

恐れ入りますが、次の7ページの表をご覧ください。

介護予防支援事業所の開設及び運営にあたっては、事業所の人員等に関する基準が、厚生労働省令で定められております。

この基準のうち、事業所の指定の際の審査項目を一覧にしたものが、この表でございます。

右端のチェック欄が、2列に分かれておりますが、その左側にチェック項目に対する答えを記入し、右側の横棒は、チェック項目に記載した内容そのものが指定基準でない場合、又はチェック項目自体が本件に該当しない場合を表し、○は指定基準に適合していることを表しています。

このように指定基準を満たしていることから、指定について、ご審議をお願いするものでございます。

<p>十川会長</p>	<p>以上で、議案第6号「富津市富津地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」という声あり）</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。</p> <p>本議案「富津市富津地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について」の本運営協議会の意見といたしまして、「指定することが適当である」との答申でいかがでしょうか。</p>
<p>委員一同</p> <p>十川会長</p>	<p>異議なし。</p> <p>それでは、そのように取り扱わせていただきます。</p> <p>ここで、先ほど退席を許可しました井本委員の入席を許可します。</p> <p style="text-align: center;">（井本委員入席）</p>
<p>磯部委員</p>	<p>続きまして、議案第7号「富津市大佐和地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>はい、議長。</p>
<p>十川会長</p>	<p>磯部委員</p>
<p>磯部委員</p> <p>十川会長</p>	<p>議案第7号「富津市大佐和地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について」は、私は当事者となりますので、退席を許可願います。</p> <p>退席を許可します。</p> <p style="text-align: center;">（磯部委員退席）</p>
<p>大塚課長</p> <p>十川会長</p> <p>大塚課長</p>	<p>はい、議長。</p> <p>大塚課長よろしくお願い致します。</p> <p>議案第7号「富津市大佐和地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について」ご説明申し上げます。</p> <p>協議会資料綴の8ページをお開き願います。</p> <p>議案第7号は、議案第6号と同じように、介護予防支援事業所の設置は、地</p>

<p>十川会長</p>	<p>域包括支援センターの設置者が行うことと介護保険法に規定されていることから、この規定に基づきまして、議案第4号で承認いただきました富津市大佐和地区地域包括支援センターの設置者から、大佐和地区日常生活圏域に係る介護予防支援事業所の指定申請があったものでございます。</p> <p>恐れ入りますが、協議会資料の9ページご覧ください。</p> <p>介護予防支援事業所の開設及び運営にあたっての指定基準のうち、事業所の指定の際の審査項目を一覧にしたものでございます。</p> <p>チェック欄に記載がありますとおり、指定基準を満たしていることから、指定についてご審議をお願いするものでございます。</p> <p>以上で、議案第7号「富津市大佐和地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について」の説明を終わります。</p> <p>よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。</p>
<p>委員一同</p>	<p>本議案「富津市大佐和地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について」の本運営協議会の意見といたしまして、「指定することが適当である」との答申でいかがでしょうか。</p>
<p>十川会長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第7号「富津市大佐和地区地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の指定について」の本運営協議会の意見は、「指定することが適当である」との答申といたします。</p> <p>なお、答申書の文面につきましては、会長に一任いただけますでしょうか。</p>
<p>委員一同</p> <p>十川会長</p>	<p>異議なし。</p> <p>それでは、そのように取り扱わせていただきます。</p> <p>ここで、先ほど退席を許可しました磯部委員の入席を許可いたします。</p> <p>(磯部委員入席)</p> <p>続きまして、議案第8号「富津市地域包括支援センターに係る介護予防支援</p>

<p>大塚課長 十川会長 大塚課長</p>	<p>事業所の変更届の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>はい、議長。</p> <p>大塚課長よろしく申し上げます。</p> <p>議案第8号「富津市地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の変更届の承認について」ご説明申し上げます。</p> <p>協議会資料の10ページをお開き願います。</p> <p>左側の指定介護予防支援事業所内容変更届出書をご覧ください。</p> <p>議案第6号及び議案第7号でご説明申しあげましたように、富津地区日常生活圏域について社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会から、大佐和地区日常生活圏域について社会福祉法人富津市社会福祉協議会から、それぞれ介護保険法の規定により、介護予防支援事業所の指定申請があり、直営の富津市地域包括支援センターが立ち上げた指定介護予防支援事業所の担当する日常生活圏域が、富津市全域から天羽地区日常生活圏域になることから、富津市地域包括支援センターの運営規程のうちサービス提供地域を定めている部分を変更する旨、富津市地域包括支援センターの設置者からその変更届があったため、本介護保険運営協議会の承認を求めようとするものでございます。</p> <p>以上で、議案第8号「富津市地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の変更届の承認について」の説明を終わります。</p> <p>よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>十川会長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>（「なし」という声あり）</p> <p>それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。</p> <p>本議案「富津市地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の変更届の承認について」ご異議ございませんか。</p>
<p>委員一同 十川会長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第8号「富津市地域包括支援センターに係る介護予防支援事業所の変更届の承認について」は、承認することに決</p>

	定いたします。
	本日予定していた議案審議は終了しました。
	委員の皆様から何かございますか。
井本委員	はい。
十川会長	はい、井本委員。
井本委員	応募のなかった天羽地区につきましては、直営とのことですが、今後いつまで直営になるのでしょうか。来年度募集をかけるのでしょうか。
大塚課長	はい。
十川会長	大塚課長お願いします。
大塚課長	平成26年度は直営で行うことになりますが、平成26年度において再公募を行うということで考えております。
	以上でございます。
十川会長	よろしいですか。
井本委員	はい。
十川会長	他にございますか。
東副会長	よろしいですか。
十川会長	はい。
東副会長	営業日について、のぞみ会の方が日曜日から土曜日なっていますが、これは年中無休ということでしょうか。
大塚課長	はい。
十川会長	はい、大塚課長。
大塚課長	富津地区地域包括支援センターにおいては、日曜日から土曜日、365日対応いただけるということで、確認しております。
	なお、公募要項の中では最低条件として月曜日から金曜日の8時半から17時15分の間については、3職種が揃って対応していただける体制をとっていただきたいということで公募したところでございます。
	以上でございます。
十川会長	よろしいでしょうか。

<p>東副会長 十川会長 大塚課長 十川会長 大塚課長</p>	<p>はい。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>はい。</p> <p>大塚課長お願いします。</p> <p>ただいま、地域包括支援センターの委託、介護予防支援事業所の指定についてご承認いただいたところですが、この内容につきましては広報ふつつ3月号で市民の皆様に4月からの体制についてを周知したいと考えております。</p> <p>また、併せてホームページあるいは地域包括支援センターを運営していく上で地域の民生委員の方々、介護保険の事業所の方々にご協力いただいておりますので、3月に4月以降の体制を周知していきたいと考えております。</p> <p>もう1点、ご報告をさせていただきます。</p> <p>現在、第5期介護保険事業計画の期間中ですが、第6期事業計画策定のため、アンケートを実施する予定でございます。</p> <p>この第6期事業計画は、平成27年度から平成29年度までを計画期間とするものでございます。</p> <p>その策定にあたりまして、介護保険サービス及び高齢者保健福祉サービスの利用状況及びその利用意向や、日常生活圏域ごとの課題を把握するため、介護保険被保険者及び介護サービス事業者を対象に、アンケートを今月終わりから来月にかけて実施したいと考えております。</p> <p>なお、アンケートは40歳以上の市民から区分ごとに抽出し、介護サービス提供事業者に対するアンケート100件と合わせ約4,700件を実施する予定です。</p> <p>対象者の抽出は、40歳以上65歳未満の方、65歳以上の介護認定を受けていない方、それから介護認定を受けて在宅サービスを利用されている方、施設サービスを利用されている方、介護認定を受けていてサービスを利用されていない方の5つの区分に分けて、合計で4,600人ほどを無作為で抽出いたします。</p>
--	---

	<p>また、第6期介護保険事業計画は、このアンケート等により得たデータ、あるいは現事業計画の執行状況などにより事業計画案を作成し、平成26年度中に開催いただく本運営協議会において、委員の皆様のご意見をいただきながら、平成27年1月までに策定したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
十川会長	<p>以上でございます。</p>
井本委員	<p>今の事務局の説明に対するご質疑、ご意見等ございますか。</p>
十川会長	<p>はい。</p>
井本委員	<p>井本委員。</p>
	<p>趣旨が違うかとは思いますが、現在、市で行われております介護予防事業について、3月で予算が打ち切りと聞いたのですが、予防事業が大切だといわれているときに、どうしてそのようなことになったのかご説明いただければと思います。</p>
大塚課長	<p>はい。</p>
十川会長	<p>大塚課長。</p>
大塚課長	<p>介護予防事業につきましては平成18年度から、地域包括支援センターにつきましては平成19年度から、地域支援事業として介護予防事業を展開して参りました。</p>
	<p>平成26年度予算においては、井本委員がおっしゃられますように予算を少なくしております。</p>
	<p>平成26年度以降につきましては、通所型など現在行っている事業ではない事業へ転換して、介護予防に繋げていこうということで、まずは対象者の選出、あるいは第6期の介護保険事業計画の中で行わなければいけなくなってきました新しい日常生活総合支援事業に向けての準備をしていかななくてはならないと考えております。</p>
	<p>今の通所型介護予防事業につきましては、一通りのサイクルが終わったという考え方をしております。</p> <p>新しい介護予防事業へ転換するための過渡期ということで、予算については</p>

井本委員	<p>かからないものと想定して実施いたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>毎年歳をとるわけですから、介護予防事業にいらっしゃる方はいつも同じではないのですが、他の新しい施策で対抗できれば別ですけども、市民の方が喜んで参加されるのであれば、できるだけ継続していただきたいと思う次第でございます。</p>
大塚課長	はい。
十川会長	はい、大塚委員。
大塚課長	<p>井本委員からご指摘いただきましたようなことで、介護予防事業を展開していきたいと考えております。</p> <p>また、委員の皆様方にご協力いただく機会があろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
十川会長	他にございませんでしょうか。
亀掛川委員	はい。
十川会長	はい、亀掛川委員。
亀掛川委員	<p>先ほど大塚課長がおっしゃったアンケートのことですが、対象者の方を無作為に選ぶということですが、具体的にどのような無作為なのでしょう。たまたま2回続けてきたという方もいらっしゃるみたいなので、機械的に選ぶのか、基準のようなものがあるのか、どうなのでしょう。</p>
大塚課長	はい。
十川会長	大塚課長お願いします。
大塚課長	<p>まず、5つの区分で無作為に抽出するとお話をさせていただきましたが、そのうちの在宅サービスの利用者、施設サービスの利用者、介護認定を受けていてサービスを利用されていない方については、ほぼ全数の調査となりますことから、前回のアンケート調査でも該当した方が今回も該当するというのが、かなりの割合であると思います。</p> <p>それから、40歳以上65歳未満の方につきましては、第2号被保険者とい</p>

<p>十川会長 亀掛川委員 十川会長</p>	<p>うことで、介護をする側の立場になっている方が多かろうと思いますので、そういう方の意見をいただくということです。</p> <p>それから、65歳以上で介護認定を受けていない方というのは多数いらっしゃると思いますので、コンピュータで無作為に抽出いたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>よくわかりました。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」という声あり）</p> <p>他にご質疑、ご意見もないようでございます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、平成25年度第2回富津市介護保険運営協議会を閉会いたします。</p> <p>長時間にわたり、大変お疲れ様でございました。</p> <p>閉会（14：05）</p>
--------------------------------	--